平成２６年（フ）第２７４号
新潟市西蒲区打越甲2426番地
債務者　小林　一也
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７８号
新潟市江南区曽野木１丁目５番１―2152号、前住所新潟市西区小新1303番地９
債務者　遠藤　　勇
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９９号
新潟市中央区鐙３丁目６番12号　アーバンヒル402号
債務者　上原　公恵
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１２号
新潟市西区坂井砂山１丁目20番15号　竹田マンション206号
債務者　保坂　晴美
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２５号
神戸市須磨区月見山本町１丁目５番26号　須磨月見山ハイツ604
債務者　西村　　均
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６２４号
神戸市北区鹿の子台北町５丁目16番11号
債務者　花田　智史
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６４号
神戸市須磨区明神町５丁目２番地の１
債務者　光山健史こと　盧　　健史
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１号
兵庫県篠山市園田分208番地
債務者　長谷川桂介
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
福岡県久留米市諏訪野町1830番地175
債務者　千葉　　豊
1　決定年月日時　平成26年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１７６号
福岡県うきは市浮羽町西隈上93番地６　上御所団地Ｂ―11
債務者　齊藤　知恵（旧姓倉富）
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３６５０号
大阪府高槻市栄町１丁目26番１号
債務者　齊藤　夢菜（旧姓地家）
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４００９号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番５―201号
債務者　岩山　　瞳
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０６９号
大阪府寝屋川市香里新町10番１―1204号
債務者　中村　博一
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６７号
東京都立川市富士見町１丁目６番５―507号
債務者　白土　果澄（旧姓木内）
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７４６号
東京都国分寺市本多２丁目16番21号アビーロード401
債務者　上村　雅一
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３４９号
神奈川県高座郡寒川町一之宮３丁目19番37号
債務者　串田冨佐子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部